

第三八回

参第二六号

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律（案）

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「負担する者をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第五条の二 国は、学校給食を実施する公立又は私立の盲学校、聾学校又は養護学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費の二分の一を補助するものとする。

2 国は、学校給食を受ける幼児又は生徒の保護者等に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前条第二項の規定によりその負担する経費の十分の八を補助するものとする。

附 則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 国は、この法律による改正後の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第五条の二第二項の規定にかかわらず、学校給食を受ける幼児又は生徒の保護者等（幼児又は未成年の生徒については学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十二条第一項に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第五条第二項の規定によりその負担する経費につき、昭和三十七年度においては十分の六、昭和三十八年度においては十分の七を補助するものとする。

理 由

盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食の施設設備費の二分の一、学校給食費の十分の八を国が補助することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和三十七年度において約一千三百万円の見込みである。